

令和3年度第1回目黒区地域包括ケアに係る推進委員会会議録

名 称	令和3年度第1回目黒区地域包括ケアに係る推進委員会
日 時	令和3年12月2日（木） 午後2時00分～4時10分
場 所	目黒区総合庁舎6階 教育委員会室
出席者	<p>（委員）小林会長、武田委員、村上委員、細谷委員、立柳委員、佐藤委員、池田委員、山崎委員、田邊委員、鳥海委員、天田委員、唐牛委員、小林委員、石黒委員 （欠席 中島副会長）</p> <p>（区側）竹内健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、堀内健康推進課長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、佐藤高齢福祉課長、田中障害施策推進課長兼障害者支援課長</p>
傍聴者	1名
配付資料	<p><事前配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和3年3月～令和3年10月） ・資料2 令和3年度特別養護老人ホーム等の開設について（第四中学校跡地、目黒三丁目国有地） ・資料3 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等について ・資料4 国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者公募の概要について ・資料5-1 目黒区保健医療福祉計画・第8期目黒区介護保険事業計画・目黒区障害者計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）について ・資料5-2 めぐる区報（令和3年3月25日号） ・資料6 令和2年度目黒区地域包括支援センターの事業報告及び収支決算について ・資料7 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業評価について ・資料8 令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について <p><当日配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿及び座席表 ・資料6別紙2 令和2年度目黒区地域包括支援センター収支決算 ・ご意見等記入用紙
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 異動職員の紹介 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> （1）指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和3年3月～令和3年10月）（報告事項） （2）令和3年度特別養護老人ホーム等の開設について（第四中学校跡地、目黒三丁目国有地）（情報提供）

	<p>(3) 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等について (情報提供)</p> <p>(4) 国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者 公募の概要について (情報提供)</p> <p>(5) 目黒区保健医療福祉計画、第8期目黒区介護保険事業計画、目黒区障害者計画 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画) について (情報提供)</p> <p>(6) 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算について (報告事項)</p> <p>(7) 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業評価について (協議事項)</p> <p>(8) 令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針 (案) について (協議事項)</p> <p>3 閉 会</p>
<p>会議結果</p>	<p>1 議事に関する結果</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況 (令和3年3月～令和3年10 月) (報告事項) 資料1「指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況 (令和3年3月～令和 3年10月)」の内容を確認し、報告を受けたものとした。</p> <p>(2) 令和3年度特別養護老人ホーム等の開設について (第四中学校跡地、目黒三丁 目国有地) (情報提供) 資料2「令和3年度特別養護老人ホーム等の開設について」の内容を確認し、 情報提供を受けたものとした。</p> <p>(3) 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等について (情報提供) 資料3「目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等 について」の内容を確認し、情報提供を受けたものとした。</p> <p>(4) 国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者 公募の概要について (情報提供) 資料4「国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備運営 事業者公募の概要について」の内容を確認し、情報提供を受けたものとした。</p> <p>(5) 目黒区保健医療福祉計画・第8期目黒区介護保険事業計画・目黒区障害者計画 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画) について (情報提供) 資料5「目黒区保健医療福祉計画・第8期目黒区介護保険事業計画・目黒区 障害者計画」についての内容を確認し、情報提供を受けたものとした。</p> <p>(6) 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算について (報告事項) 資料6「令和2年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算につい て」の内容を確認し、報告を受けたものとした。</p> <p>(7) 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業評価について (協議事項) 委員会で決めた公開の取扱い、「意思決定の過程の情報で、公開により公正又</p>

	<p>は適正な意思決定を著しく妨げるおそれのあるもの」に該当するものとして、「非公開」とした。</p> <p>資料7「令和2年度目黒区地域包括支援センター事業評価について」の内容を確認し、委員会として承認するものとした。</p> <p>(8) 令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針(案)について(協議事項)</p> <p>資料8「令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針(案)について」の内容を確認し、委員会として承認するものとした。</p>
--	---

議事に関する資料説明の概要及び主な発言要旨

1 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況(令和3年3月～令和3年10月)(報告事項)

(1) 議事に関する資料説明の概要

(介護保険課) 資料1に基づき説明

(2) 主な発言要旨

○委員 なし

○会長 1、指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況については、報告を受けたものとする。

2 令和3年度特別養護老人ホーム等の開設について(第四中学校跡地、目黒三丁目国有地)

(情報提供)

(1) 議事に関する資料説明の概要

(高齢福祉課) 資料2に基づき説明

(2) 主な発言要旨

○委員 現在の特別養護老人ホームの待機者数は何名か。

○区側 12月1日時点で742名である。

○委員 待機者数が以前とさほど変わっていないということは増えているということか。

○区側 待機者数は若干減ってはいるが大きく変わっていない。

○委員 要介護3以上の方は何名か

○区側 待機者数のうち、要介護3以上の方は623名である。

○委員 現在のこぶしえんは満床なのか。

○区側 定員120名のうち、11月30日時点で54名が入所している。

○委員 724名の方が待機しているので早急に対応してもらいたい。

○区側 ご意見を踏まえ対応していく。

○委員 基幹相談支援センターは目黒区では初めてか。職員は何名か。

○区側 目黒区では初めてとなる。相談の職員は3名であり、障害者施設の施設長が管理者を兼務している。

- 委員 看多機の利用者は何名か。
- 区側 登録定員29名のところ、11月30日時点で4名となっている。
- 会長 2、令和3年度特別養護老人ホーム等の開設については、情報提供を受けたものとする。

3 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等について（情報提供）

（1）議事に関する資料説明の概要

（高齢福祉課） 資料3に基づき説明

（2）主な発言要旨

- 委員 新型コロナの影響や石油価格の高騰により流通が困難な状況になっており、色々な遅れが指摘されている。改修工事はスケジュールどおりに進めるようフォローすること。
- 区側 ご意見の趣旨を踏まえ取り組んでいく。
- 委員 改修後においてもさんホーム目黒に入所し続けたい方にはどのように対応していくのか。住宅環境の変化は体調等に悪い影響を与えることもあると思う。
- 区側 改修工事が終わったら、基本的には中目黒ホームに戻っていただくが、ご希望があった場合や特別な事情がある場合には別途対応していく。
- 会長 3、目黒区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事に係るスケジュール等について、情報提供を受けたものとする。

4 国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者公募の概要について（情報提供）

（1）議事に関する資料説明の概要

（高齢福祉課） 資料4に基づき説明

（2）主な発言要旨

- 委員 現在、特養の待機者は700名を以上となっており、以下5点を質問する。
 - ①特養の認可は目黒区が行うのか。
 - ②公募事業において、特養の定員は90名以上となっているが、目黒区が認可するのであればもっと増やすよう要請できないのか。
 - ③現在、何件の応募が来ているのか。
 - ④目黒区の認可事業であれば、いつ頃に認可がおりるのか明記した方が良い。
 - ⑤補助金で建設費のほとんどを賄うことができるのか。
- 区側
 - ①特養の認可は東京都が行う。
 - ②公募事業は90名以上としているため、事業提案は90名よりも多くなる。
 - ③応募事業者数は報告できない。
 - ④区は国への推薦事業者を決定し、最終的には国が整備事業者として決定する。

⑤特養の補助金については、東京都が1床当たり825万円、区が1床あたり350万円となる。建設費の全てを賄うことはできないが、補助金が多くを占めることとなる。

- 委員 目黒区として定員90名以上ではなく、さらに多くするよう求めることができるのか。
- 区側 定員90名以上で公募しているので、今から更に多くするよう求めることはできない。
- 会長 事業者は国から定期借地権で土地を借りるので国へ報告するという理解でよいか。区は国への推薦事業者を決めるということだが、国は何を審査するのか。
- 区側 国からは区において事業者の選定を行うことを任されている。国は土地の貸付け相手としての適格性などを審査する。

- 委員 補足説明する。施設の運営は安全が担保されていないといけない。現在700名以上の待機者がいるので、委員はもっと増やしたらどうかという考えだと思う。

約700名の中には、何かあったときのためにとりあえず申込をしておこうという方もおり、ひっ迫している方の人数であれば相当数絞られる。また、現実にはひっ迫しているにもかかわらず、入所申込をされない方もいる。料金的な問題で、特養であっても支払うことができない方もいる。700名という数字におどられなくても良いと思う。

施設は安全が担保されていないといけない。1000人規模の施設を運営して事故を発生させないことは困難だと思う。経験値の中で安全が担保される人数はデータも挙がっていて、データを破る勇気も必要だとは思いますが、死守すべき観点だと思う。90名以上の施設は確保したいところであるが、可能な限り大規模な施設にするということは施設を運営するにはハードルが高くなるという事情があると思われる。

- 区側 介護保険課の立場としては、高齢者の方がこれから増えていく中でどういう生活を送っていくのかの視点が非常に大事だと思う。施設を利用する、又はご自宅で介護をヘルパーの介護を受けながら時々施設を利用するなど、様々なサービスがある中でご自身に適した形が一番よろしいかと思う。

施設も適切に整備していくが、施設を整備すると介護保険料にも影響するという特徴があるので、皆様のご意見を聞きながら、一番良い形を模索していくのでご指導をお願いしたい。

- 委員 駒場は国有地が多く、駒場住宅跡地に特養が整備されるということで皆喜んでいる。施設の開設がだいぶ先になっているので早めに開設してもらいたい。

- 区側 特養の入所について補足説明する。目黒区の調査では介護が必要となっても在宅で暮らしたいという方が約7割、しかし、色々なサービスを使い、介護の人手を使っても在宅生活の継続が困難な方、医療的なケアが必要な方もいる。そのような方が地域の中で暮らし続けるためには介護してもらえらる特別養護老人ホームは非常に必要だと区としては考えてきた。

その中でまだ700名以上の待機者がいる。待機者の中には用心のため入所申込されている方もいるが、必要であっても申込をためらっている方もいる。

区としては、2,000㎡から2,500㎡の土地がないと特養はつくれないので、今回、駒場住宅跡地の南側を使って特養を整備したいという、区や地元の皆様から国へ要望を出したものである。

北側については、駒場地区は喫茶店やスーパーマーケットがないので、コミュニティに資するものを別の民間事業者が選ばれて整備していくことになる。

今後、国有地や区有地ができたときには特養の整備について前向きに進めたいと考えている。後ほど説明する保健医療福祉計画、介護保険事業計画にもその考え方を記載している。

○会長 この会議は包括ケアに係る推進委員会なので必要な施設数についての直接的な議論はできないが、地域包括ケアシステムの推進になるが、次の計画の説明の中でこういう議論があったということを説明してもらえるのか。

○区側 今いただいた意見を含め、また、国の考え方、区の基本構想、現在策定中の基本計画を含めて反映していくが、ニーズ調査を行った上でどうしていくか検討していくこととなる。また、土地がないと特養を整備できないので、用地の確保を行っていく。どういう計画の内容になるのかは今後検討していくこととなる。

○委員 選定委員会はだれが構成員なのか。

○区側 学識経験者2名、民生委員の代表の方、会計士の方に区の企画経営部長、健康福祉部長、健康福祉計画課長の計7名で構成されている。

○会長 4、国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備準用事業者公募の概要について、情報提供を受けたものとする。

5 目黒区保健医療福祉計画、第8期目黒区介護保険事業計画、目黒区障害者計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）について（情報提供）

（1）議事に関する資料説明の概要

（健康福祉計画課）資料5に基づき説明

（2）主な発言要旨

○会長 国の方針は、地域共生社会の実現が一番大きなものとなっている。重層的支援体制整備については、目黒区の状況はいかがか。

○区側 現在、目黒区は移行準備自治体として手を挙げ、令和3年度4月より社会福祉法人目黒区社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカー（以下、CSWという。）と生活支援コーディネーターを配置し、制度の狭間や介護・子ども・生活困窮など、多問題にわたる課題を地域に出ていって考える活動を開始している。

国の重層的支援体制整備事業は、財源の入れ替えも含めて介護・生活困窮・子ども・障害の4分野を横断的に行っていく。次年度からの開始は難しく、部内及び全庁的な合意・調整が必要であり、努力しているところである。

○会長 制度やサービスが細分化され、質の向上となる反面、制度の狭間が生じるリスクもある。重層的支援体制整備事業は、他自治体では難しいという声もある。CSWを配置している社会福祉協議会はどう考えているか。

○委員 社協本来の理念である、一人ひとりを尊重し、支えあいのまちを作っていく、ということはあるが、地域共生社会という大枠の中に、包括的支援体制整備があり、それに地域の支えあいがあるところに、国の方で重層的支援体制整備が始まり、支えあいの

方も、地域包括支援体制と連携して頑張らなさいと被せた印象である。細かいしくみは、これから区と協議していく必要があるが、制度の狭間をどう抑えていくかがポイントだと考える。現在、社協が取り組んでいるのが8050問題であり、学習会や相談業務を様々役割分担しながら進めている。

重層的支援体制については、今後区と綿密な協議及び人材確保が必要と考える。

○委員 ケアマネ業務として様々な事例に携わるが、最近、子ども家庭支援センターとひとり親の末期がんの方に関わっている。また、ケアマネやPTAとしてヤングケアラーの問題を見聞きすることも多い。虐待ケースでは、子どもの場合は中途半端な気持ちではシェルターが避難を受け入れない。高齢者は空床の特別養護老人ホームに避難することができるが、今後は、5地区にある小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等で空きがあれば避難先にする等、柔軟な考えが必要になってくるのではないかと考える。

○区側 目黒区では地域の課題や制度の狭間の課題に対応するため、これまでに縦割りの相談ではなく、平成31年度に横断的にどんな相談にも対応する福祉総合課（福祉のコンシェルジュ）を立ち上げた。地域包括支援センターは各地区で地域の課題を取り上げ、対応していく。今回CSWも配置となり、同じようにやっていく。仕事の区別については、できることからやっていく方針であるが、様々な選択肢をもって課題を解決していくのが目黒区のやり方である。

小規模多機能については、緊急ケースも入ることができるとされているが、事業所がそこまで対応しきれない状況である。受け皿の一つになっていただきたいとは考えている。

子どもをもつ女性の方は女性センターが避難先だが、携帯電話で電話することにより位置情報で居場所を特定されてしまうおそれもある。避難したいといっても、家族や対象者に後ろ髪をひかれて難しい。子どもの部門との連携が非常に重要だと両部ともに感じている。

○会長 以前に比べ、地域包括支援センターに色々な課題が入ってきている。また進展があり次第、この会議で報告をいただきたい。

5、目黒区保健医療福祉計画、第8期目黒区介護保険事業計画、目黒区障害者計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）については、情報提供を受けたものとする。

6 令和2年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算について（報告事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（福祉総合課） 資料6に基づき説明

（2）主な発言要旨

○委員 事業報告の統計で、その他が非常に多い。どのような相談が含まれているのか。項目を見直すことはできないか。

- 中央 コロナ禍で民生児童委員による個別訪問が控えられた分、アウトリーチ活動に力を入れて個別訪問を行ったため、相談件数が増えている。
- 東部 8050やヤングケアラーに関する相談をその他でカウントしている。
- 西部 その他には、近隣トラブル（隣家の植木が出ている、自転車を盗まれた等）、警察からの照会、地方の親族からの安否確認依頼等をカウントしている。
- 会長 この欄だけでなく、今回の統計はその他が増加している。全体の項目について、一度見直しを検討していただきたい。
- 委員 CSW への相談実例として、8050やひきこもり、ゴミ屋敷等の相談がある。コロナ禍で在宅時間が増えたことにより、近隣や家族間トラブル、メンタルにかかわる相談が増えている。
 その他に入れるばかりではなく、コロナの影響を含めた新しい課題については整理が必要だと考える。
- 委員 相談件数が増えている。このまま新規ケースがすべて継続相談となっていくと、毎年件数が増え、対応しきれぬのか。
 介護予防プランの直接作成と委託作成について確認したい。
- 区側 継続件数については、昨年度も増加しており、年々相談件数が増えている。一過性の問題で何かの制度を使えば解決するという相談は少なく、複数年かけて解決もしくは改善していくような問題も多い。終了に当たっては、関係機関による個別ケース会議を開いて最終的な判断をしたりすることもある。
 今後は、専門的な相談・支援機関もあるため、連携したり、つないだりすることも課題と認識している。
 介護認定申請については、新型コロナウイルス感染症のため、申請により、要介護度の認定を12カ月延長することが可能となっているため、その他に入れている。今後は、統計をわかりやすく見直していく。
- 中央 介護予防プランの直接作成は地域包括支援センターが作成することであり、委託作成は包括から居宅介護支援事業所のケアマネージャーへプラン料の9割をお渡しして作成を委託することである。ケアプラン料は10割介護保険から出るので、本人負担は0である。
- 委員 継続ケースは、毎年32,000件をどう確認していくのか。
- 会長 相談は、個別の課題が終了したら終わりというのではなく、伴走型支援という概念がある。終了がはっきりしづらく、医療と大きな違いで、福祉の特徴とも言われ、医療と福祉の件数の考え方の違いがある。解決ではなく、終結という概念を使うが、その終結がわからないケースもある。
- 区側 相談者と緩やかな関係を維持しながら相談にのりつづけざるを得ず、現実的に「終わり」と明確にしづらい環境であることをご承知いただきたい。
- 南部 統計上は、一度完全に落ち着いたケースは継続ケースから離れているが、1年後にまた新しい相談内容であった場合、新規ケースとして計上している。落ち着いていても、数カ月に1度連絡を取ったり、見守りが続くものは継続扱いである。

○委員 包括の総合相談支援は、多岐に亘るが、我々介護事業者にもかなり相談件数が寄せられ、地域包括支援センターと一緒に動くことも多い。この統計の中には、我々介護事業者との件数も多く含まれている。最初は緊急的に相当な頻度でのかかわりとなるが、落ち着くとゆるやかなかかわりにかわる。そして新たな相談内容が生じると関係機関が対応し、最期まで続くことが多い。

相談内容に経済的問題とあるが、もう少し細かく分析した方がよい。コロナで家族が失業したり、利用者負担分の支払いができなくなったり、本人が負担していたのが家族負担となったり、様々なことが想定される。今後統計として、必要ではないか。

○委員 8050問題を抱えるケースは要求も多く、対応にかかる時間も長い。相談の数が増えていることは仕方ないことだが、ずっと持久走をしているような状況のケースもある。包括と事業者が、相談先が時々かわるよううまくバランスを保っているものもあり、継続ケースの中には、ハードなものも、ゆるやかなものも含まれている。

○北部 包括も養護者支援を担っており、ケアマネージャーが本人支援、包括が家族の支援と役割分担をしてかかわるケースもある。特に虐待ケースなどは、役割分担をして窓口をわけることで、円滑な支援や信頼関係の構築につながっている。

○会長 6、令和2年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算については、報告を受けたものとする。

8 令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について（協議事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（福祉総合課） 資料8に基づき説明

（2）主な発言要旨

○会長 地域共生の考え方が入ってきて難しくなっている。他地域でも地域包括支援センターも専門化して、住民にとって敷居が高くなってきているとも聞く。「住民にとって最も身近な相談窓口」は定着してきているが、制度の狭間の課題を抱える住民は、地域包括支援センターには相談に来ない。ぜひ、アウトリーチに取り組み、関係所管や機関と役割分担してチームアプローチを進めていただきたい。

○区側 地域包括支援センターでは、町会や住区センターの協力を得て、より身近な相談窓口の周知を兼ねて地域での出張相談等に取り組んでいる。専門性を高めていくことは本来業務の質を高めることにつながり重要なことだが、区民の身近な相談窓口として、出張相談含め、何でも相談しやすい環境づくりは取り組みを続けていく。

○会長 8、令和4年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）については、承認するものとする。

以 上